

(別紙1)

テーマ選定の趣旨説明を兼ねた改正少年法全体の中での保護者に対する措置の位置づけの説明

1 大阪家庭裁判所の事件の状況

(1) 総数(一般保護事件及び道路交通保護事件の新受人員)

全国	平成7年	293,703人	平成16年	258,040人
大阪	平成7年	23,719人	平成16年	21,073人
東京	平成7年	26,609人	平成16年	20,937人

(2) 凶悪犯(殺人,強盗,強姦,放火)(新受人員)

全国	平成7年	1,266人	平成16年	2,119人
大阪	平成7年	145人	平成16年	297人
東京	平成7年	151人	平成16年	213人

(3) 逆送事件(一般保護事件及び道路交通保護事件の既済人員)

少年事件は,検察官などから家庭裁判所に事件が送られ,家庭裁判所で処分等を決める(この処分等は,刑事処分ではない)。家庭裁判所において刑事処分が相当だと判断したときは,検察官へ再び事件を送り返し,検察官が改めて地方(簡易)裁判所へ刑事事件として起訴したりする。この家庭裁判所が自ら処分を行わないで検察官へ送り返すことを「逆送」という。

全国	平成7年	12,648人	平成16年	8,019人
大阪	平成7年	1,159人	平成16年	1,329人
東京	平成7年	695人	平成16年	412人

(4) 少年院送致(一般保護事件及び道路交通保護事件の既済人員)

全国	平成7年	3,891人	平成16年	5,310人
----	------	--------	-------	--------

大阪 平成 7 年 337人 平成 1 6 年 583人

東京 平成 7 年 379人 平成 1 6 年 323人

(5) 年少少年（非行時の年齢が 1 4 歳， 1 5 歳の少年）（一般保護事件の既済人員）

全国 平成 7 年 30,602人 平成 1 6 年 29,957人

大阪 平成 7 年 2,787人 平成 1 6 年 2,194人

東京 平成 7 年 2,510人 平成 1 6 年 1,999人

2 少年保護事件の流れ

別表のとおり

3 審判の対象

(1) 審判の時に 2 0 歳未満（＝未成年の者）

(2) 刑罰の定めがある法令に違反する行為を行った少年又は保護者の正当な監督に服しない，正当な理由がないのに家庭に寄り付かない，いかがわしい場所に出入りするなどという一定の事由（ぐ犯事由）があり，その性格や環境から見て，将来罪を犯すおそれ（ぐ犯性）がある少年

4 少年法等の改正

平成 1 3 年 4 月施行の改正の三つの柱

(1) 少年事件の処分の在り方の見直し

- ・ 刑事処分ができる年齢の引下げ（改正前は 1 6 歳以上でないと刑事処分ができなかったが， 1 4 歳， 1 5 歳の少年についても刑事処分が可能となった。）
- ・ 重大事件の原則的検察官送致
- ・ 保護者に対する措置の明文化

少年の非行の背景には保護者の側にも問題があることが多いので，保護者にその責任を自覚してもらい少年の改善更生に向けた努力をしてもらうことが必要

保護者への働き掛けは，改正法以前から調査面接や審判の場などで行って

いたが、保護者の位置付けとその果たすべき役割について法律で定め、裁判所側から働き掛けができることを明確にした。

(2) 事実認定手続の適正化

- ・ 裁定合議制度の導入
- ・ 検察官の関与，国選付添人
- ・ 観護措置期間の最長 8 週間への延長（改正前は，最長 4 週間）
- ・ 観護措置決定等に対する異議の申立て
- ・ 検察官が関与した審判につき検察官からの抗告受理申立て
- ・ 保護処分終了後の救済措置

(3) 被害者への配慮の充実

- ・ 被害者の記録の閲覧謄写
- ・ 意見の陳述
- ・ 審判結果の通知